

神戸海洋博物館収蔵品台帳管理システム導入及びデータ移行業務 仕様書

1 委託業務の名称

神戸海洋博物館収蔵品台帳管理システム導入及びデータ入力業務委託

2 目的

神戸海洋博物館の収蔵品を効率的に整理・管理していくために、簡単かつ簡潔に収蔵品台帳の管理が行えるように新システムを構築し、データベース化を図る。

また、神戸海洋博物館で管理している現収蔵品台帳データをデータベースへ移行するための入力業務等一式を含む。

3 委託する業務の内容

(1) 神戸海洋博物館収蔵品台帳管理システム導入の企画・設計と管理画面機能開発及びバックアップ機能を設置することとし、本仕様書に定めるもの以外の詳細は協議して定める。

- ・本システムはウェブ上のデータベースを使用することとする。
- ・データベースの構築にあたって使用するサーバーは、当協会のホームページサイトで使用しているサーバーを使用することとする。
- ・収蔵品の台帳出力にあたり、入力した収蔵品の内容を一覧及び管理シート（A4紙1枚に収まるのが望ましい）として印刷できるようにする。
- ・整理番号は自動付加とする。
- ・データベースの権限は、編集者、管理者と分けて、承認機能をつける。
- ・検索機能を備えることとする。

(2) 現行の収蔵品台帳データのデータベース移行業務

- ・現在、神戸海洋博物館で管理している収蔵品台帳データ約800件を、上記(1)で完成したシステムへ移行する。

(3) マニュアルの作成

受託者は、詳しい知識がない者でもデータベースの編集ができるよう、以下の2パターンの収蔵品台帳編集マニュアルを作成し、委託者にCD-ROMにて納品するものとする。

- ・編集者版（台帳の入力・出力・変更）
- ・管理者版（ユーザー管理機能など）

(4) 職員への簡易研修

受託者は上記(3)で作成したマニュアルを基に、職員に簡易な研修を行う。

研修の方法は、パソコンを使ってのデータベース編集操作を含めた内容とし、回数は日を分けて2回実施するものとする。時間は1回あたり90分程度とする。

(5) システムの保守

受託者は、システムが常時正常かつ良好な稼動状態を保つよう保守を実施する。また、収蔵品台帳管理システム納入後1年間は、瑕疵があった場合、無償にてシステムの修正を行うこと。

- ・保守内容

月合計3時間程度の電話やメールでの更新サポートとバグ修正。

4 履行期限

受託事業の完了については、下記に定める各区分の履行期限までに成果物を添えて委託者に報告することとする。

なお、以下に定める履行期限までに委託者に報告することができないと予想される場合は、その旨速やかに報告することとする。

委託業務	履行期限
(1) 収蔵品管理システム初期設定	平成 28 年 6 月 30 日
(2) 更新マニュアルの作成	
(3) データ入力	
(4) 職員への簡易研修	

5 スケジュール（予定）



6 特記事項

- (1) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、「神戸海洋博物館収蔵品台帳管理システム導入及びデータ移行業務委託仕様書」（別記「個人情報取扱特記事項」を含む。）を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務にあたり疑義が生じた場合は、委託者に協議し指示を受けること。

(別紙特記事項)

個人情報取扱特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務を処理するに当たって知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、その使用する者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託等の禁止又は制限)

第4 乙は、この契約による事務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

(目的外使用の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するに当たって知り得た個人情報を、甲の承諾を得ることなく目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するに当たって甲から貸与された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 乙は、この個人情報取扱特記条項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(検査等の実施)

第8 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たって取り扱っている個人情報の取扱状況について、必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め、又は検査することができるものとする。

2 乙は、甲から前項の指示があったときは、速やかに、これに従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第9 甲は、乙がこの個人情報取扱特記条項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。